平成２３年（フ）第３２７号
沖縄県浦添市宮城６丁目４番３―403号シャンポール里
債務者　島袋　明菜
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３号
沖縄県国頭郡大宜味村字饒波1928番地１　村営饒波団地５－２
債務者　新川敬二郎
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４４号
沖縄県国頭郡大宜味村字饒波1928番地１　村営饒波団地５－２
債務者　新川　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４５号
沖縄県名護市大西１丁目４番３―203号　宮里アパート
債務者　鈴村　麗華
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４７号
沖縄県国頭郡東村字有銘957番地７　有銘照久団地102
債務者　若林　久子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４８号
沖縄県名護市大南４丁目２番12―103号　宮里アパート
債務者　比嘉祐美子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４９号
沖縄県国頭郡本部町字伊豆味155番地１　町営住宅伊豆味第二団地303号室
債務者　具志堅千秋
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２２号
北海道岩内郡岩内町字栄11番地の５
債務者　大久保義喜
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第７４号
茨城県神栖市太田725番地107　東急ハイツＡ―102
債務者　田中さと美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８３号
茨城県神栖市知手135番地２
債務者　山本クリスティナ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１８７号
長野市松岡２丁目32番18―102号　ディアス田中Ｂ、前住所長野市大豆島西沖９番地14
債務者　宮澤タマ枝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
長野県伊那市御園199番地　市営住宅１号
債務者　湯澤　春美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６７号
長野県伊那市長谷非持602番地
債務者　中山　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６８号
長野県駒ヶ根市赤穂4204番地28　メゾンフォルテ１号
債務者　森田　　敦（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２５３号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目18番地５
債務者　山口　幸子（旧姓佐伯部）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５４号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目18番地５
債務者　山口　真衣
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０９号
兵庫県伊丹市鈴原町８丁目50番地の１
債務者　菅原　隆喜
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２３号
兵庫県宝塚市小林２丁目12番25―310号
債務者　高木　恵美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部